

労働基準法・最低賃金法などに定められた 届出や申請は電子申請を利用しましょう!

届出・申請可能な主な手続

労働基準法に定められた届出 51 種類

時間外・休日労働に関する協定届 (36 協定届)
就業規則 (変更) 届出
1 年単位の変形労働時間制に関する協定届 など

最低賃金法に定められた申請 9 種類

最低賃金の減額特例許可の申請 など

NEW

① 電子署名・電子証明書は不要です!

令和 3 年 4 月から、

① e-Gov からアカウントを登録 ② フォーマットに必要事項を入力
の 2 ステップで、届出・申請が可能になります!

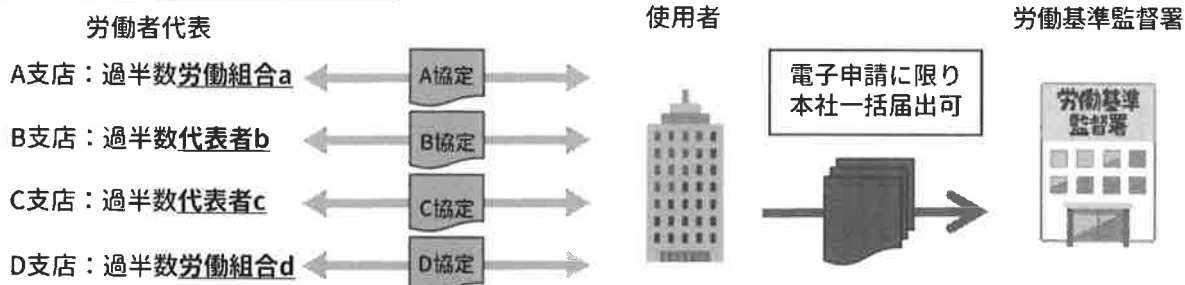


NEW

② 事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36 協定の本社一括届出が可能になります。

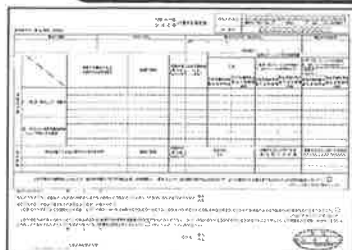
これまでは、全ての事業場について 1 つの過半数労働組合と 36 協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、

令和 3 年 3 月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り 36 協定の本社一括届出が可能になります。



※ 36 協定届は最大 30,000 事業場、就業規則 (変更) 届は最大 2,500 事業場について一度に申請可能です。
申請ファイルには、ファイル数 99 個、1 ファイル 50 MB、総容量 99 MB の上限があります。

③ 控え文書への受付印がもらえます!



(※ イメージ)

- ✓ 36 協定届
 - ✓ 就業規則 (変更) 届
 - ✓ 1 年単位の変形労働時間制に関する協定届
- について受付印を受け取ることができます。



電子申請 の利用方法・お問合せ先は裏面をご確認ください

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

電子申請の利用方法

「e-Gov(イーガブ)」のホームページから
電子申請が利用できます。
(<https://shinsei.e-gov.go.jp>)

○ ホームページは



を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、 で検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下のお問合せ先にご相談ください。

✓ Q. e-Govアカウントの取得方法がわからない

✓ Q. 操作方法がわからない

① 事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

e-Gov利用者サポートデスク

まずはe-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認いただいた上で、ご不明点はe-Gov利用者サポートデスクにお問合せ下さい。

■電話番号 050-3786-2225 (通話料金のご利用の電話回線により異なります。)

■受付時間 4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

5・8～3月 平日 午前9時から午後5時まで (土日祝日、年末年始は休止)

■Webお問合せ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

✓ Q. 36協定届に記載する内容など、制度について聞きたい

② 各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

③ 労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

労基法等 電子 

○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>
「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」